平成 25 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	水土保全治山事業（通常）	事業箇所	都留市	鹿留	地区名	トビゾオリ	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本計画箇所は、都留市鹿留地区に位置する一級河川鹿留川上流に位置する。平成23年9月の台風15号の集中豪雨により渓流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

○土石流被害の防止
保全対象　人家　55戸
県道　500 m　林道450m
緊急度・危険度　13≧10点※
被害軽減額　459≧340百万円※
（※評価基準値）

□副次目標

―

□副次効果

(2)整備内容と整備量

①整備内容	谷止工6基　床固工2基
②整備期間	平成25年度～平成26年度
③総事業費	約218百万円（国費102百万円（1/2）　県費116百万円（1/2））
④全体計画	平成25年度　谷止工2基　88百万円 平成26年度　谷止工2基　床固工1基　65百万円 平成27年度　谷止工2基　床固工1基　65百万円
⑤規整備内容・期間・事業費	昭和15年度～昭和57年度　谷止工8基　　57百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（B）／費用（C）= 13.77 ＞1.0		
・便益（B）= 2901 百万円　　・費用（C）= 211 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元都留市より強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：2　優先度評価：Ⅰ

(5)総合評価　○

・（3）及び（4）の結果から「最優先」に実施

【事業位置図等】

省　略